

[事案 21-119] 告知義務違反解除取消請求

平成 22 年 9 月 29 日 裁定終了

< 事案の概要 >

募集人の不告知教唆、告知妨害等を理由に、告知義務違反解除の撤回ないし既払込保険料の全額返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 21 年 5 月、B 型慢性肝炎と診断され 10 日間入院した。そこで、20 年 7 月加入の医療保険(申立契約)に基づき疾病入院給付金の支払いを請求したところ、相手方会社は、告知直前の 6 月に肝炎専門病院の A 病院の診察・検査を受け、かつ、その際に定期的な検査の勧めを受けていたことが告知されていなかったとして、同年 7 月に、同時期に加入した終身保険(申立契約)ががん保険(申立契約)を含めた全保険契約の告知義務違反解除を通知してきた。

しかし、加入時において、募集人は、下記のとおり、保険業法の禁止行為に当るような不適切な行為等があったことから納得できるものではなく、告知義務違反による解除の撤回ないしは 3 つの保険契約の既払込保険料全額の返金を請求する。

- (1) 募集人に対し、B 型肝炎ウィルスキャリアであること、病院で検査を受けたこと、その際に定期的な検査を勧められたことを告げたが、募集人より、告知は不要であると言われた。
- (2) 募集人は、対面募集であるにもかかわらず契約者である自分と面接しないまま契約したり、告知等について虚偽の説明をした。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が申立人と直接面談していないのは事実であるが、申立人は申立書で加入動機を自ら述べ、自筆にて申込書を記入し、自ら告知義務違反解除の不当性を主張して、給付請求を行っているものである以上、加入意思があったことは明白である。
- (2) 「(肝炎ウィルス)キャリアであること」を申告していたのは事実であるが、同キャリアであることは告知事項に該当せず、不告知で問題ない。申立人のその他の主張は事実でなく、申立人の妻が募集人に対して告げていたのは、「病院で、自主的な健康診断を受けており、その結果は全く問題が無い」ということだけであり、このような事実はいずれも告知事項に該当しない以上、これを告知不要としたとしても、解除権が行使できないとは到底解されない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容を認めるまでの理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条を適用し、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

1. 告知義務違反の有無について

- (1) 申立人は、申立契約 ~ への加入に当たっての告知書の記載において、加入日前月(平成 20 年 6 月)に、A 病院の診察・検査を受け、医師から、3 カ月ごとに血液検査を受けることを指導されたことについて告知せず、事実と異なる回答をしたと認められる。
- (2) A 病院で診察・検査を受けた事実及び同病院医師から、3 カ月ごとに血液検査を受けることを指導された事実を、申立人は告知時に認識していたと認めることができること等から、申立人に告知義務違反があったと認められる。

2. 告知義務違反解除が無効であるとの主張について

- (1) 申立人が、募集人に対しB型肝炎ウィルスキャリアであることを告げたことについては当事者間に争いはないが、当該事項は告知事項とされておらず、従って、募集人が告知不要と述べたとしても何ら不告知教唆または告知妨害とはならない。
 - (2) 申立人は、「平成20年6月に、生命保険切替えのためにA病院を受診し検査を受け、その際に今後も検査を受けることを勧められた」ことを募集人に対し告げたと主張するが、相手方会社は、申立人より「自主的な健康診断として血液検査をしている」「結果はなんでもなかった」と告げられたと主張し、両者の言い分は食い違っており、申立人の主張を認めることができる証拠は他にない。従って、募集人に不告知教唆または告知妨害があったとの申立人の主張を認めることはできない。
3. 契約が不成立または無効であるとの主張について

募集人が申立人と面談していなかったことは、当事者間に争いはないが、そのことにより直ちに契約が不成立または無効となるものではなく（但し、契約者と面接することなく行う勧誘は望ましいことではない）、申立人の妻が申立人に代わり面談しても、契約が申立人の意思に添うものであれば、契約は有効に成立する。本件においては、申立人は契約意思を有していたと認めることができ、契約の不成立または無効の主張を認めることはできない。